

内閣府 食品安全委員会 事務局 技術参与（非常勤一般職国家公務員）募集要項

内閣府食品安全委員会は、食品中の危害要因の低減等のための規制や指導等を行う行政機関から独立して設置された機関で、食品の安全に関して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価（リスク評価）や食品安全に関する情報収集及び情報発信を行っています。

〔 * 食品健康影響評価 とは、食品に含まれる物質又は食品の状態が、当該食品の摂取によりヒトの健康に及ぼす影響について、科学的に評価を行うこと。 〕

この度、食品安全委員会事務局において、情報収集（中国語）を担当する技術参与を募集します。

1 採用内容

職 名 : 技術参与（非常勤）
採用予定者数 : 1名
・情報収集（中国語） 1名

採用予定日 : 令和7年12月1日以降
※ 実際の採用日については、採用内定者と相談の上、決定

2 業務内容

■ 情報収集（中国語）

主に中国語圏（台湾・香港を含む）における食品安全情報、食品安全に関するリスク評価、科学論文、法令等を収集し、和文に翻訳及び要約するとともに、それらの情報を分析、編集及び報告し、資料を作成する業務その他関連業務（パソコン使用）。

〔 * 食品健康影響評価 とは、食品に含まれる物質又は食品の状態が、当該食品の摂取によりヒトの健康に及ぼす影響について、科学的に評価を行うこと。 〕

3 応募資格

■ 専門性等について

大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、次の①～⑥の要件を満たすこと。なお、⑦の要件を満たすことがさらに望ましい。

- ① 日本語を母語とし、適切な意思疎通を行うとともに議論・意見交換ができる者。
- ② 指示を正確に理解し、自ら論点を整理して適切に対応・報告ができる者。
- ③ 一般的な食品安全関連情報を理解し、資料を作成することが出来る基礎的な知識及び能力を有する者。
- ④ 中国語検定準1級又はこれと同等以上の中国語能力を有する者。
- ⑤ 標準中国語（普通話）、台湾華語及び広東語を理解し、インターネット上の中国語の情報を収集・翻訳・要約する能力を有する者。
- ⑥ 実用英語技能検定準1級又はこれと同等以上の英語能力を有し、インターネット上の英語の情報を収集・翻訳・要約する能力を有する者。

⑦ 中国語及び英語に加え、他の言語の翻訳能力を有する者。

■ 職務経験について

中国語を用いた業務経験が原則5年以上あること。
なお、中国への赴任経験がある者は、さらに望ましい。

■ 応募できない要件

以下に該当する者は応募できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

■ その他

- ・ 採用に当たっては、業務に関係する職務経験並びに採用者及び採用者と生計を一にする者が従事する企業等を考慮します。
- ・ 利害関係を有する職業との兼業はできません。
- ・ 採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしています。マイナンバーカードをお持ちでない場合は、取得の手続きをしていただくこととなります。

4 提出書類

■ 志望動機について記した小論文（様式自由）

800字程度とし、応募する担当業務、表題、氏名を最初に記入してください。

■ 履歴書1通（様式自由：市販品、ワープロ可）

- ・ カラー写真（6ヶ月以内に撮影したもの）を貼付し、職務経験（期間、勤務先、職種、業務内容等の経歴）が分かるように記載すること。
- ・ 日中確実に連絡が付く連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記すること。

■ チェックリスト（別添様式）

■ 「3 応募資格」を満たすことを証明できるもの

免状、認定証、卒業証書、TOEIC等の語学関係の検定試験のスコアや資格。学歴証明については、最終学歴のもので差し支えない。証明内容が複数ある場合は各1通とする。いずれも写しで可。

* 電子媒体での提出は受け付けません。

提出された応募書類は返却いたしません（当方で破棄します）。

■ 書類提出先については、下記を参照してください。

5 試験日程等

受付締切日 : 2025 (令和7) 年10月31日 (金) 17時必着

書類審査結果の通知 : 随時。
※ 採否に関する個別の問い合わせには応じません。

面接試験日 : 随時(書類審査合格者と相談の上、決定)

試験会場 : 東京都港区赤坂
※ 詳細は書類審査合格者のみにご連絡します

面接審査結果の通知 : 面接等の実施後、随時。
※ 採否に関する個別の問い合わせには応じません。

6 勤務条件

勤務地 : 食品安全委員会事務局 (東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 22 階)
※令和7年度中に東京都港区虎ノ門に移転予定です。

勤務時間 : 原則、1日5時間45分 (10:00~12:00 及び 13:30~17:15)
土・日・祝日及び年末年始 (12月29日~1月3日) は休み
(ただし、部局長が特別に勤務の必要があると認める場合は勤務とする。)

※より柔軟な勤務形態確保の観点から、勤務日数及び勤務時間 (テレワークを含む) については、採用者と相談の上、決定いたします。

※なお、以下の勤務例を参考に希望する勤務時間等を履歴書に記載すること。

(勤務例)

【例1】原則どおり

【例2】勤務日 : 月水金 (火木 : 非勤務日)、勤務時間 : 9:30~12:00 及び 13:00~16:15、金はテレワーク

任期 : 採用日から2年以内
(勤務状況等により更新することがあります)

給与等 : 月額13,600~21,600円 (経験等による)
※ 法令等の改正により日給等が変更となる可能性あり。
※ 通勤手当 (給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給、定期券にあっては原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可)
※ 健康保険、厚生年金保険及び介護保険適用は、国家公務員共済組合制度に従う。また、雇用保険は加入要件に従う。
※ 賞与・昇給なし
※ 年次休暇は採用から6ヵ月経過後に次の1年分として10日間付与 (全勤務日の8割以上出勤した場合)、その他に特別休暇等あり。

【書類提出先及びお問い合わせ先】

〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 22F
内閣府食品安全委員会事務局 総務課
電話 (03) 6234-1078

専門性等・職務経験チェックリスト

	応募資格	該当する資格・職務経験等 (記載例)
<input type="checkbox"/>	大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者	〇〇大学卒業
<input type="checkbox"/>	日本語を母語とし、適切な意思疎通を行うとともに議論・意見交換ができる者。	〇〇の勤務において××といった業務を経験
<input type="checkbox"/>	指示を正確に理解し、自ら論点を整理して適切に対応・報告ができる者。	〇〇の勤務において××といった業務を経験
<input type="checkbox"/>	一般的な食品安全関連情報を理解し、資料を作成することが出来る基礎的な知識及び能力を有する者。	大学で家政学、生物学等の単位を取得 〇〇の勤務において食品安全、生物学、毒性学、家政学等に関する業務を経験
<input type="checkbox"/>	中国語検定準1級又はこれと同等以上の中国語能力を有する者。	中国語検定準1級（〇年〇月取得）
<input type="checkbox"/>	標準中国語（普通話）、台湾華語及び広東語を理解し、インターネット上の中国語の情報を収集・翻訳・要約する能力を有する者。	大学で広東語の単位を取得 〇〇の勤務で、台湾華語を用いた業務を経験
<input type="checkbox"/>	実用英語技能検定準1級又はこれと同等以上の英語能力を有し、インターネット上の英語の情報を収集・翻訳・要約する能力を有する者。	TOEIC800点（〇年〇月取得）
<input type="checkbox"/>	中国語及び英語に加え、他の言語の翻訳能力を有する者については、これについて考慮する。	特になし、実用〇〇語検定 など
<input type="checkbox"/>	中国語を用いた業務経験が原則5年以上あること。	〇〇で3年、××で1年半、△△で1年の計5年半従事
<input type="checkbox"/>	中国への赴任経験がある者は、さらに望ましい。	〇〇の業務で、〇年、（都市名）に赴任

※こちらの記載例は参考としてご提供しております。ご自身の実情にあわせて内容を調整のうえ、ご活用ください。